

海外短期研修参加に伴う誓約書

研修名: 2023年 ROSE イギリス留学

日本経済大学 国際部長 殿

所属: _____ 学科 _____ 年(_____ キャンパス)

学籍番号: _____

参加者氏名: _____ (印)

私は、日本経済大学(以下「本学」という)の渡航型海外短期研修(以下「研修」という)に出願および参加するにあたり、次の事項を誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、研修参加資格を取消され、あるいは、本学のサポートを停止されても異議を申し立てません。

1. 研修への出願・参加にあたって

- 1) 出願にあたってはその出願要件を、参加にあたっては研修先国への入国条件をすべて満たすこと。
- 2) 研修への出願ならびに参加に関して必要な提出物・諸手続きは、必ず定められた期限までに提出・完了すること。
- 3) 研修にかかる所定の費用(研修参加費、渡航費等)は、定められた期日までに支払うこと。
- 4) 研修にかかる経費は定められた期日までに準備する必要があるため、事前に保護者等の経済的負担者の了解を得た上で出願すること。
- 5) 申込書類提出、申込金支払い完了後は、本学が正当と認めるとき以外は辞退できないことを理解した上で出願すること。
- 6) 出願者数が最大募集人数を上回った場合、本学の判断によって参加の可否が決定される場合があることを了承すること。
- 7) 出発から帰国までの期間、指定された海外旅行保険に加入すること。
- 8) 個人的な事情で研修日程や研修内容の変更・中止(一時離団、途中離団など)ができないことを了承すること。
- 9) 研修には定められた航空便・交通機関を利用すること。参加者の個人的な事情により搭乗できなかった場合の損害及び損失については、本学は何ら責任を負わず、自己責任となることを了解すること。
- 10) 研修の趣旨を十分に理解し、研修先機関において学業に精励すること。
- 11) 研修で定められた授業・行事等にはすべて参加すること。
- 12) 研修期間中は、定められた居住先に滞在すること。
- 13) 研修中は、本学の学生としての自覚と責任において行動し、研修先国の法令、研修先機関および本学の諸規則を遵守し、引率者ならびに研修先機関の担当者等の指示に従い、研修先国の公序良俗に反する行為は厳に慎むこと。
- 14) 研修中、自動車・オートバイの運転は禁止する。第三者が個人で運転する乗用車への同乗も禁止する。
- 15) 帰国後は、本学が指定する提出物を期限までに提出すること。
- 16) 次の①～⑧の事由によって参加者がこうむった人的及び物的損害について、本学に一切の責任がない旨確認すること。
 - ① 天災地変、海難、火災、政府及びその他の公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック等、航空機事故、鉄道事故、交通事故、犯罪被害、税関規則、その他本学及び業者が管理し得ない不可抗力、参加者の怠慢や不注意により生じた事故、研修参加に伴う誓約事項を遵守せずに生じた付帯経費等。
 - ② 研修期間中に発症した持病や新興・再興感染症などの疾病によって生じた損害。
 - ③ 研修期間中に発生した航空機等の急なスケジュール変更によって生じた損害。
 - ④ 研修国の諸法令並びに公序良俗に反する行為の結果生じた損害。
 - ⑤ 参加者の過失によって研修先機関または第三者に与えた損害。
 - ⑥ 国際部長が、研修の趣旨・目的から逸脱したと判断した行為により生じた損害。
 - ⑦ 参加者の個人的問題により生じた心的・物的損害、およびそれに関する経費。
 - ⑧ 本学が指定した条件の保険に加入していなかったことにより生じた損害。
- 17) 参加者の研修先機関または第三者に与えた損害等によって本学が損害賠償の責を負った場合は、参加者自らの責任において、本学が被った損害を補填すること。

2. 新型コロナウイルス感染症に関連するリスク・行動規範について

- 1) 現時点において、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修先国・地域が外務省の感染症危険情報レベル 1(十分注意してください)であり、研修期間中も同様、または悪化することもあり得ることを理解した上で、参加者自らの判断と責任において出願・参加すること。
- 2) 新型コロナウイルスに感染したとしても、その責任は本学および研修先機関が負うものではないことを理解すること。
- 3) 新型コロナウイルスの感染リスクに加え、様々な付帯的リスク(感染による後遺症、海外における医療サービス受診の困難、特定の人種等を対象としたヘイト行為等)が存在していることを理解すること。
- 4) 保険適用外の事態(濃厚接触者となった場合、コロナ罹患後の参加キャンセルや研修期間短縮等)に要する費用については、自己負担となることを了承すること。
- 5) 研修先では、感染予防対策を含む厳格な行動管理・危機管理を行い、ワクチン接種・PCR検査の受検・マスクの着用

等、できる限りの感染対策に努めること。

- 6) 感染リスクの高い地域への移動や、そこにおける活動を避けること。
- 7) 渡航後も自ら情報収集を継続し、不測の事態にすぐに対応できるよう、各種準備を十分に行うこと。
- 8) 研修先国・地域・機関・航空会社・住居等、自身が関与するあらゆる組織・地域社会等における新型コロナ対策や検疫ルールを遵守し、感染リスクを最小限に留めて行動すること。
- 9) 研修先国への出発の際（日本出国時、現地入国時等）および日本に帰国する際、PCR 検査や隔離措置等の入国条件で発生する費用は自己負担となることを了承すること。
- 10) 参加者が外国人留学生の場合は、研修先国への滞在ビザ、日本入国のためのビザ等の取り扱いが複雑となり、入国・出国時の制限が厳しくなる可能性があることを了承すること。

3. 研修の参加不許可ならびに中止について

- 1) 日本政府（主に外務省）が発出する情報等（主に危険情報レベルや感染症危険情報レベル）や、各国の入国制限の状況、研修先機関が所在する国（地域）の治安・状況、研修先機関の実施形態などの最新情報を踏まえ、本学または研修先機関の判断で研修の中止や帰国勧告、もしくは研修形態の変更を決定する必要があることを理解し、その場合は速やかに指示に従うこと。また、中止・延期または帰国勧告に伴い発生する違約金、追加費用については参加者の負担となり得ることを了承すること。
- 2) 参加者の都合により研修を途中で中止することは基本的に認められていないが、次の事項に該当する場合は、本学の国際部長の命により参加を許可しない、あるいは中止させる場合があることを了承すること。
 - ① 性行不良、あるいは正当な理由がなくて在学状況が良好でないとき
 - ② 研修期間中、勉学・生活態度の面で学生の本分に反する行為をしたとき
 - ③ 研修期間中、研修先機関または第三者に著しく迷惑をかける等の行為をしたとき
 - ④ 感染症などの疾病や怪我等の事情により、研修期間途中で帰国せざるを得ないとき

4. キャンセル料について

以下の①～③によりキャンセル料が発生した場合、参加者は研修先機関、業者（旅行会社、保険会社等）に対し、規定のキャンセル料（含手数料）を支払わなければならないことを了承すること。

- ① 参加者の都合により、参加を取りやめたとき
- ② ビザを必要とする参加者が、本人の過失によりビザを取得できなかったとき
- ③ 誓約事項に反する等の理由により、国際部長によって参加者の研修参加が不相当と判断されたとき

5. 個人情報の提供について

- 1) 研修の運営管理目的のため、本学が研修先機関に個人情報を提供することに同意すること。
- 2) 研修運営のため、または参加学生の安全を守るために、研修先機関が取得した学業・生活面での個人情報が本学に提供されることに同意すること。
- 3) 危機管理ならびに事故時の対応や連絡等のために、本学が旅行会社・航空会社・関係省庁・在外公館等の関係機関と、必要に応じて個人情報を共有・利用をする場合があることに同意すること。
- 4) 危機管理等の理由で、参加学生本人の了承を得ずに国際部・所属学部/研究科から保護者等に情報共有をする場合があることに同意すること。
- 5) 団体航空券の用意のため、本学がパスポートのコピーと記載の個人情報を旅行会社・航空会社に必要に応じて提供することに同意すること。
- 6) 今回提出された個人情報を利用して、大学が主催するイベント等の案内や、短期研修説明会へ体験者としての出席依頼、研修紹介媒体への体験記掲載依頼等の連絡をする場合があることを了承すること。

6. 保護者等の同意

上記を含め、参加者募集要項の内容を確認し、保護者等と十分に話し合い、両者の理解の上で、渡航を伴う研修に出願・参加することが決定していること。

以上

私は、保護者等として上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保護者等氏名： ⑨

(参加者との続柄：)

※この誓約書は、提出前に各自コピーし、写しを保管してください。

※個人情報の取扱について：ここに記載された個人情報については、個人情報保護法及び日本経済大学個人情報保護規程に基づき、研修及びそれに伴う事務手続きに限り、適正に取り扱います。